

## 子育て支援計画（令和 2 年度～6 年度）の検討状況について

### 1 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会の開催状況

第 1 回（令和元年 5 月 16 日）

- 令和元年度子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会の開催予定について
- 子育て支援計画（令和 2 年度～6 年度）の策定について

第 2 回（令和元年 7 月 5 日）

- 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた人口推計・ニーズ量の算定結果等について
- 子育て支援計画の構成について

第 3 回（令和元年 8 月 26 日）

- 子ども・子育て支援事業計画策定における確保方策と実施時期について
- 子育て支援計画の構成について

### 2 計画の検討状況

別紙のとおり

なお、別紙の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

### 3 今後の検討予定

- |        |        |                            |
|--------|--------|----------------------------|
| 令和元年   | 9月     | 議会報告（検討状況の報告）              |
|        | 10月    | 第 4 回 子ども・子育て会議（中間のまとめの検討） |
|        | 11月    | 議会報告（中間のまとめの報告）            |
|        | 12月～1月 | パブリックコメント、区民説明会、区報特集号発行    |
| 令和 2 年 | 1月     | 第 5 回 子ども・子育て会議（最終案の検討）    |
|        | 2月     | 第 3 回地域福祉推進協議会（最終案の検討）     |
|        | 2月     | 議会報告（最終案の報告）               |
|        | 3月     | 計画策定                       |

## 子育て支援計画の検討状況について

第1章 計画策定の考え方

第2章 計画の基本理念・基本目標

第3章 子どもの現状

第4章 主要項目及びその方向性

第5章 計画の体系・計画事業

子ども・子育て支援事業計画

令和元年8月

# 第1章 計画策定の考え方

## 1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増える中、多様な働き方を選択できる社会を実現できる働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワークライフバランスを実現することは容易ではありません。子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育てが大切です。

平成27年4月に開始された「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、子育てを社会全体で支援していけるよう、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしており、文京区においても制度の推進に取り組んでいるところです。

この制度の根拠である「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村が“教育・保育”と“地域子ども・子育て支援事業”の提供体制を確保するとともに、同法に基づく業務を円滑に実施するための計画として、国が定めた指針に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

また、同時期には、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されました。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」（平成27年度～31年度）を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

本計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化がありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、次期「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年度～6年度）を策定します。子どもたちの輝く未来のため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

## 2 計画の性格

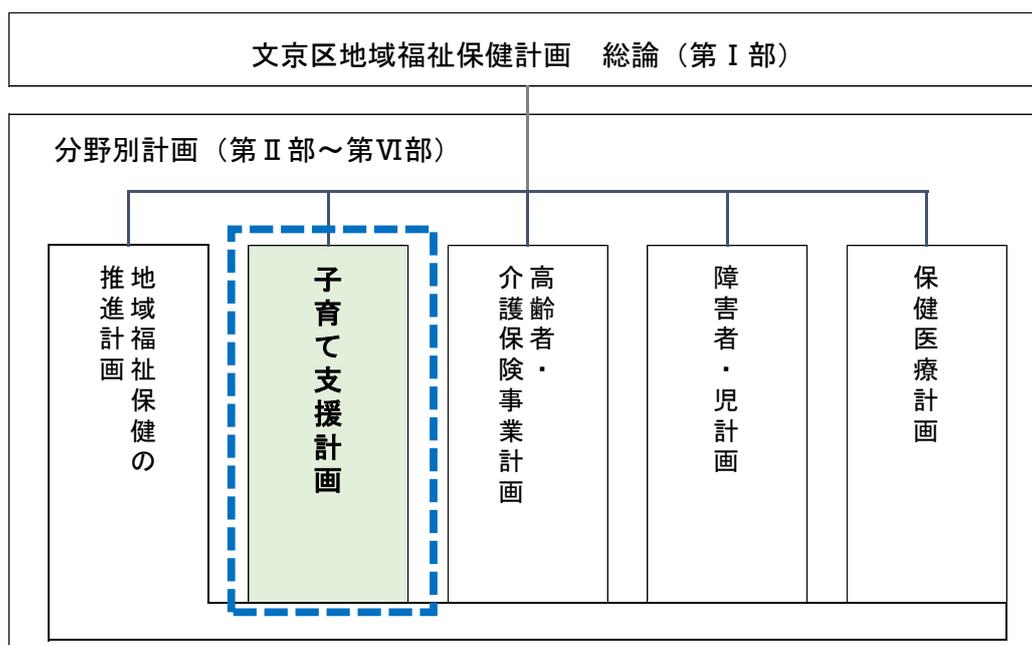
本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもつものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく 計画名	根拠法令	本区における 計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	

## 3 計画の構成

分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。





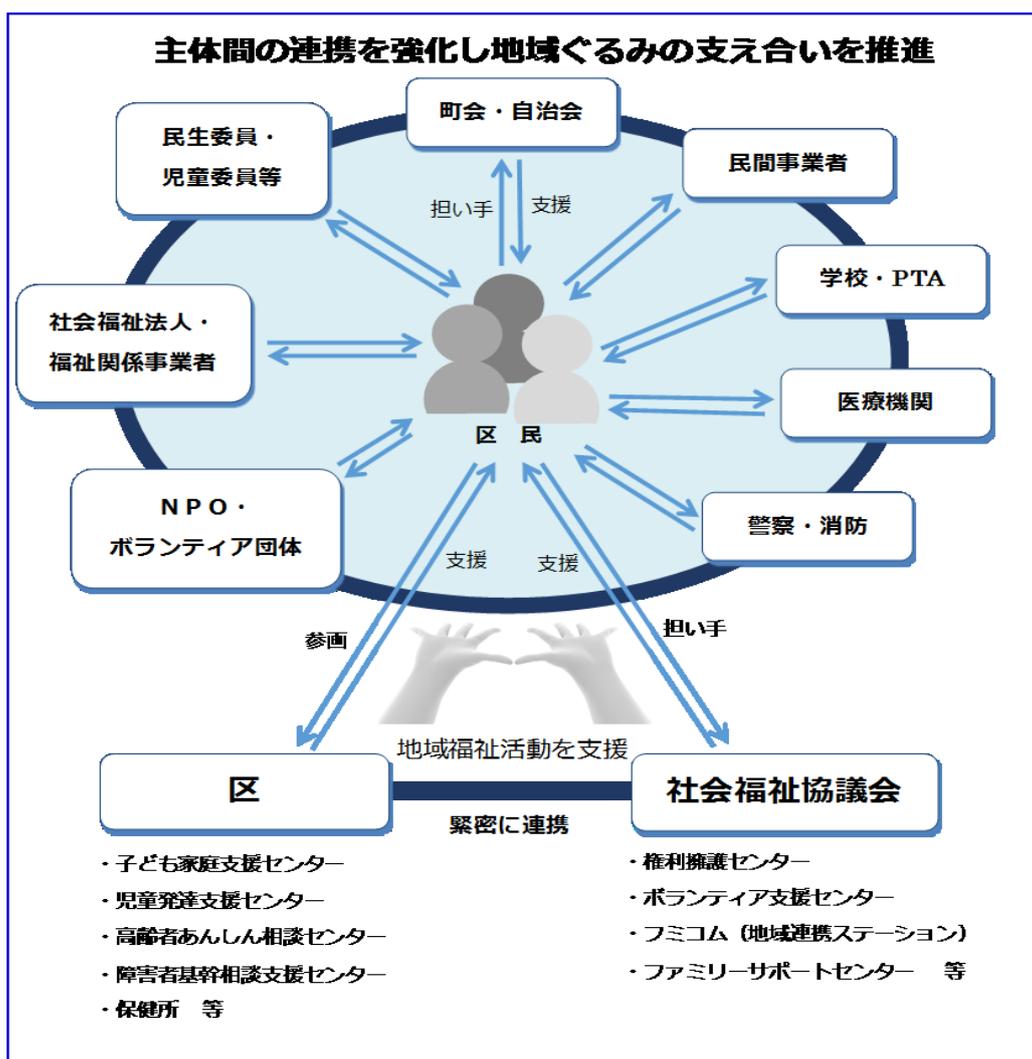
## 5 計画の推進に向けて

### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 11 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

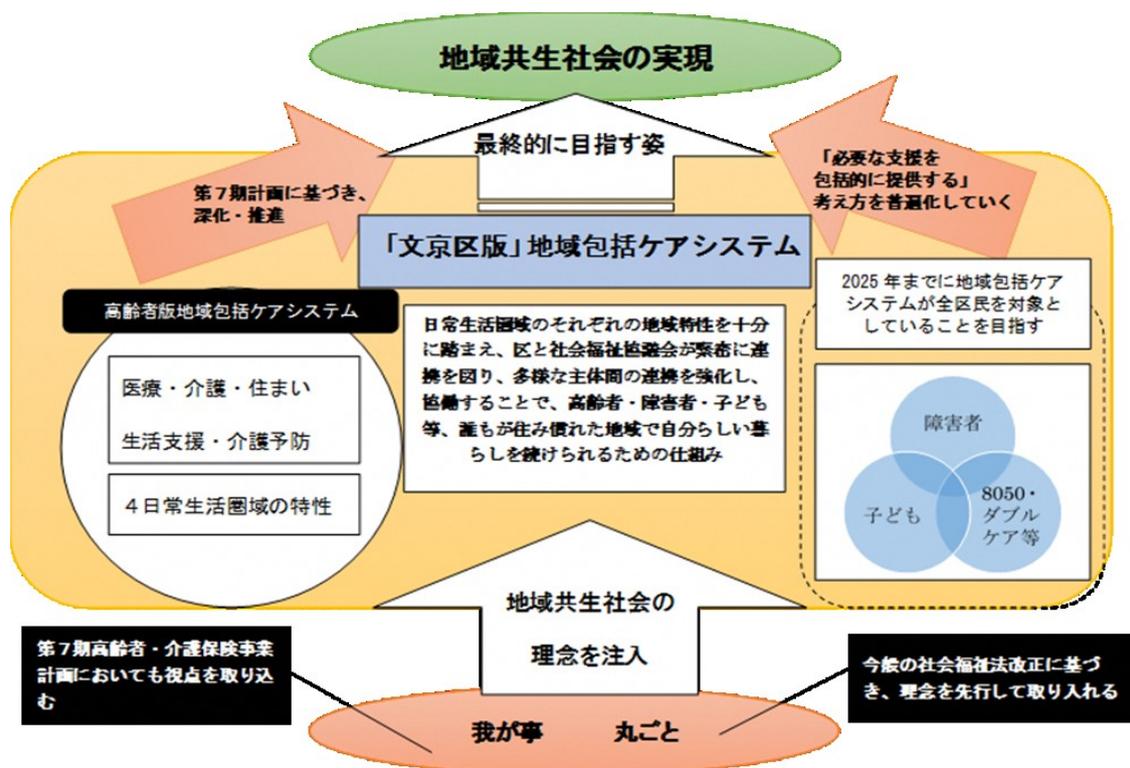
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

## (2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。



<sup>1</sup> **ヤングケアラー** 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

<sup>2</sup> **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### (3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行います。

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

### 1 基本理念

#### 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### 自立の支援

だれもが、自分の意志に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるように支援します。

#### 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>3</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>4</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>5</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<sup>3</sup> **ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に支えあって普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

<sup>4</sup> **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

<sup>5</sup> **ダイバーシティ(diversity & inclusion)** 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標

だれもが、  
いきいきと自分らしく、  
健康で自立した生活を営める地域社会を  
目指します。

だれもが、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、  
必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、  
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、  
地域、暮らし、生きがいをともに創り、  
互いに高め合い、役割を持つことができる  
地域社会を目指します。

# 第3章 子どもの現状

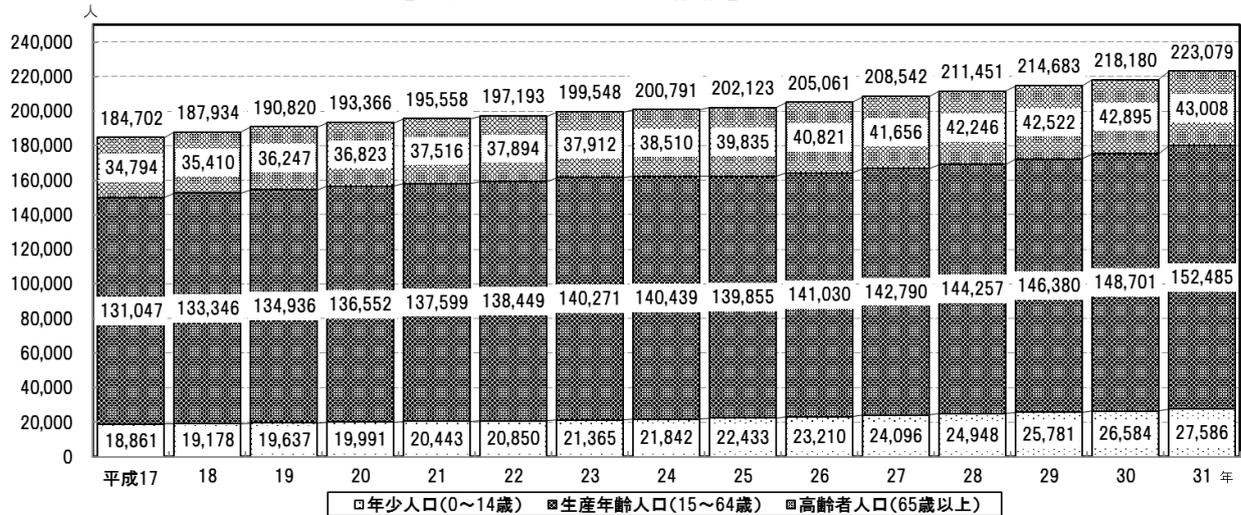
## 1 人口等の推移

### (1) 人口の推移 着実な増加

文京区の人口は、平成11年に増加に転じ、その後は緩やかに増加し続けています。平成31年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、223,079人で、そのうち外国人住民は10,840人となっています。

平成31年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、27,586人で、前計画の開始時点である平成26年4月1日現在の23,210人から4,376人増加しており、構成比の割合も徐々に高くなっています。

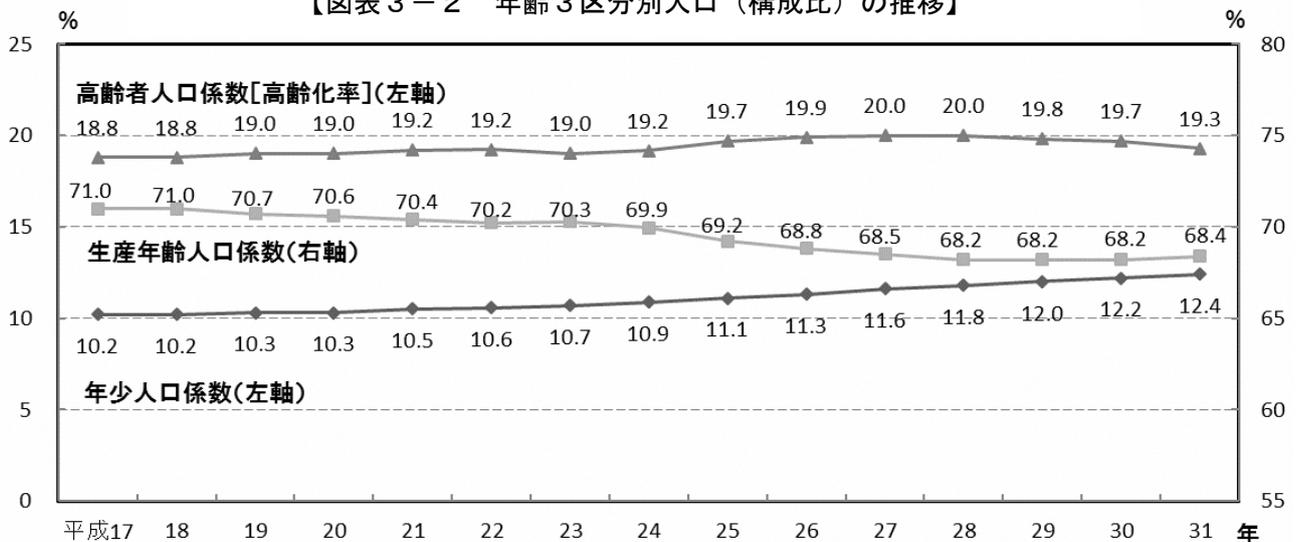
【図表3-1 人口の推移】



資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

【図表3-2 年齢3区分別人口(構成比)の推移】



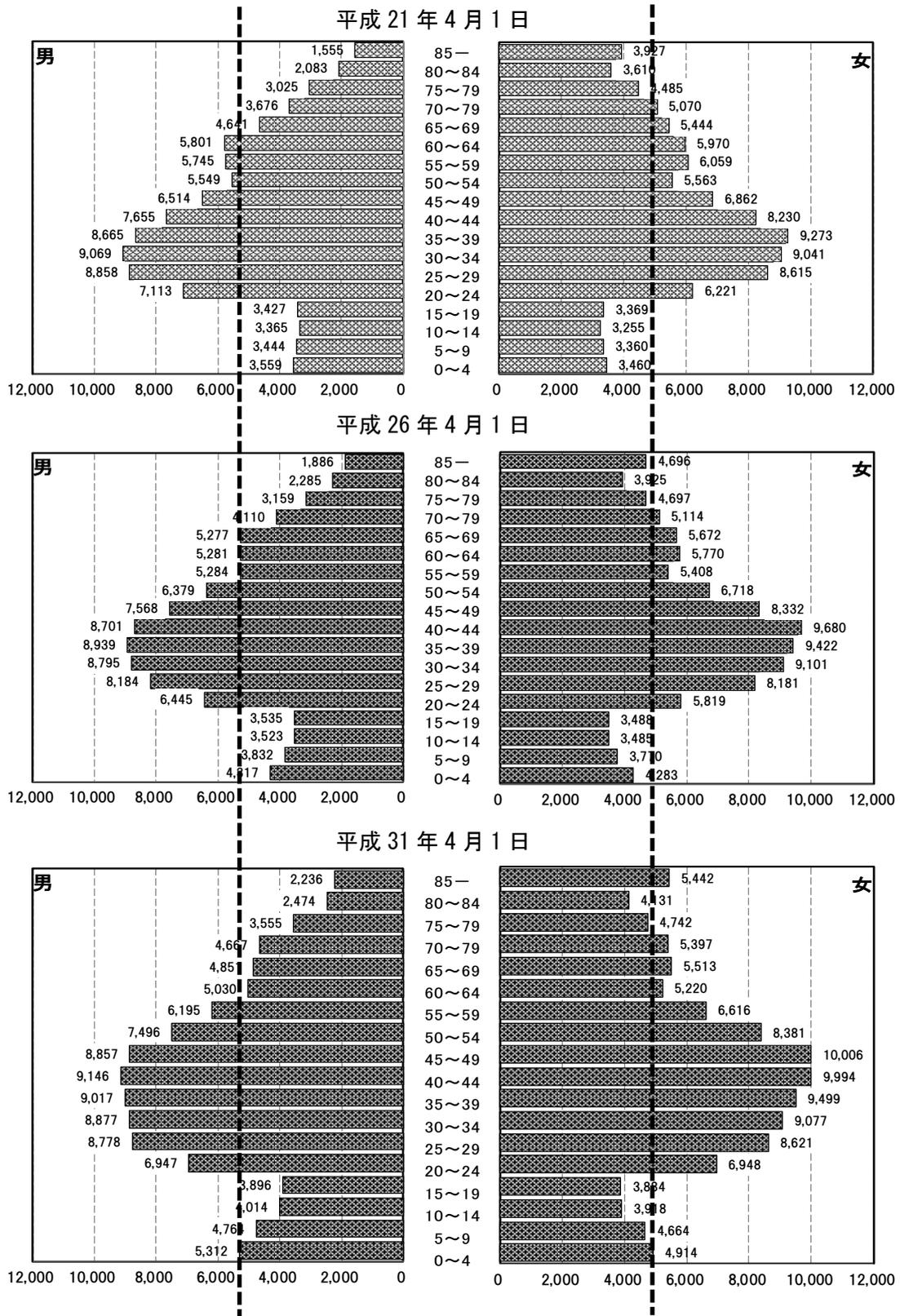
資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成 顕著な年少人口の増加

平成21年、平成26年、平成31年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。

【図表】 3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成



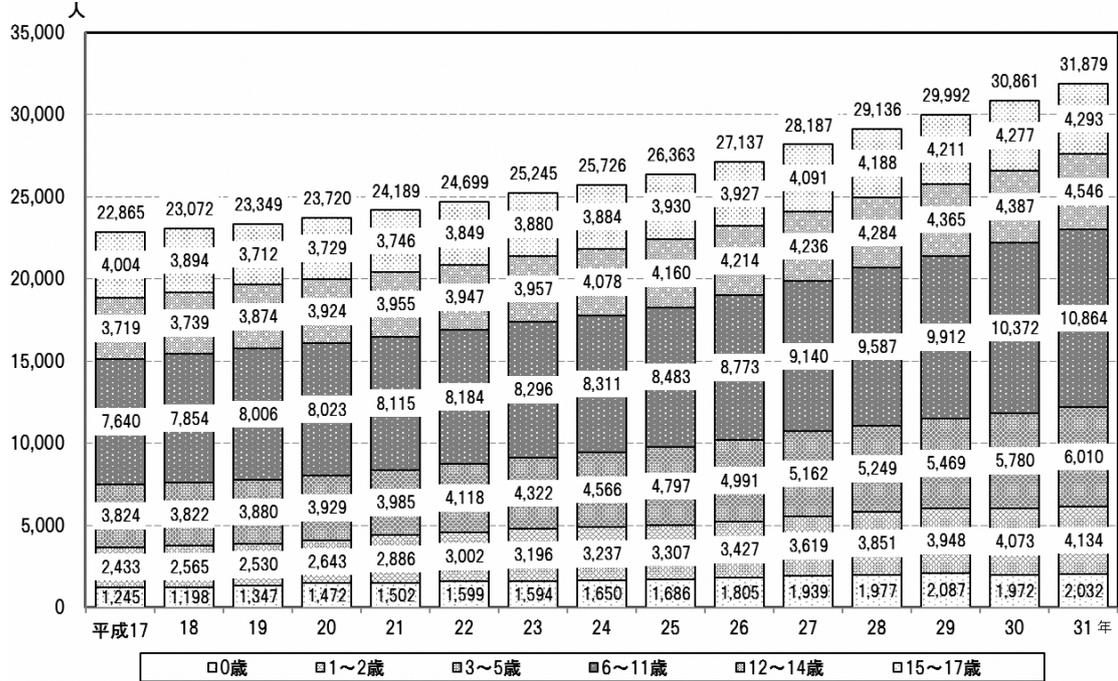
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

(3) 18歳未満の児童人口の推移 **着実な増加**

平成31年4月1日現在の18歳未満の児童人口は31,879人で、総人口に占める割合は14.3%となっています。平成26年に比べて、人数では4,742人増加し、総人口に占める割合も1.1ポイント増加しています。

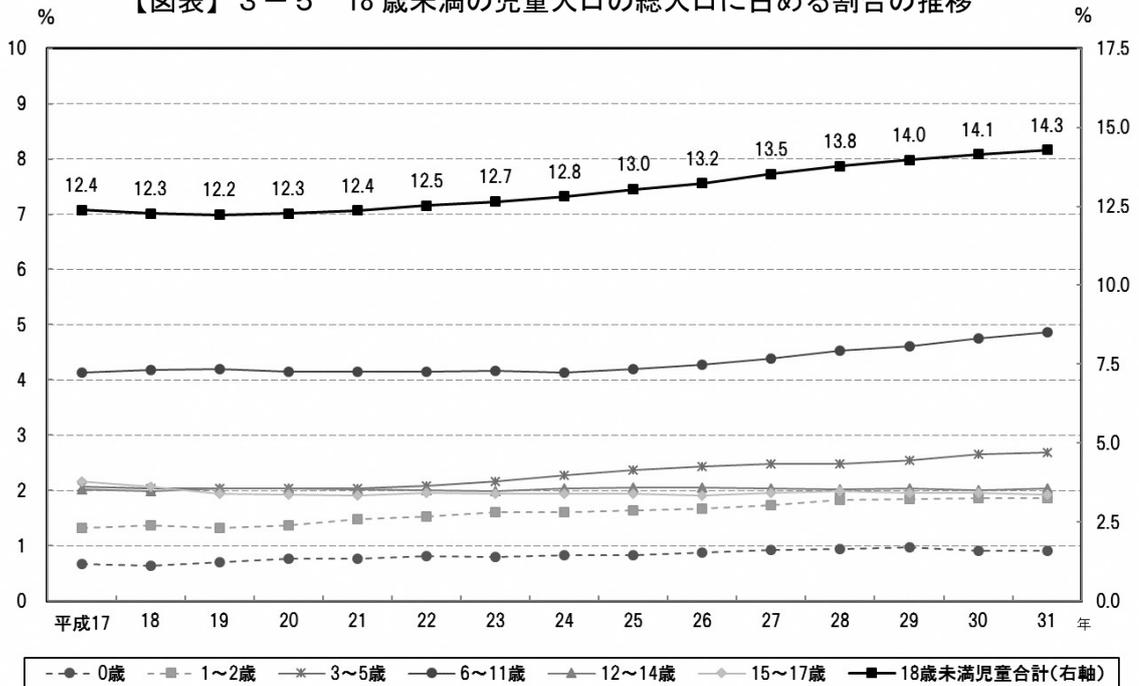
【図表】3-4 18歳未満の児童人口の推移



※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

【図表】3-5 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移



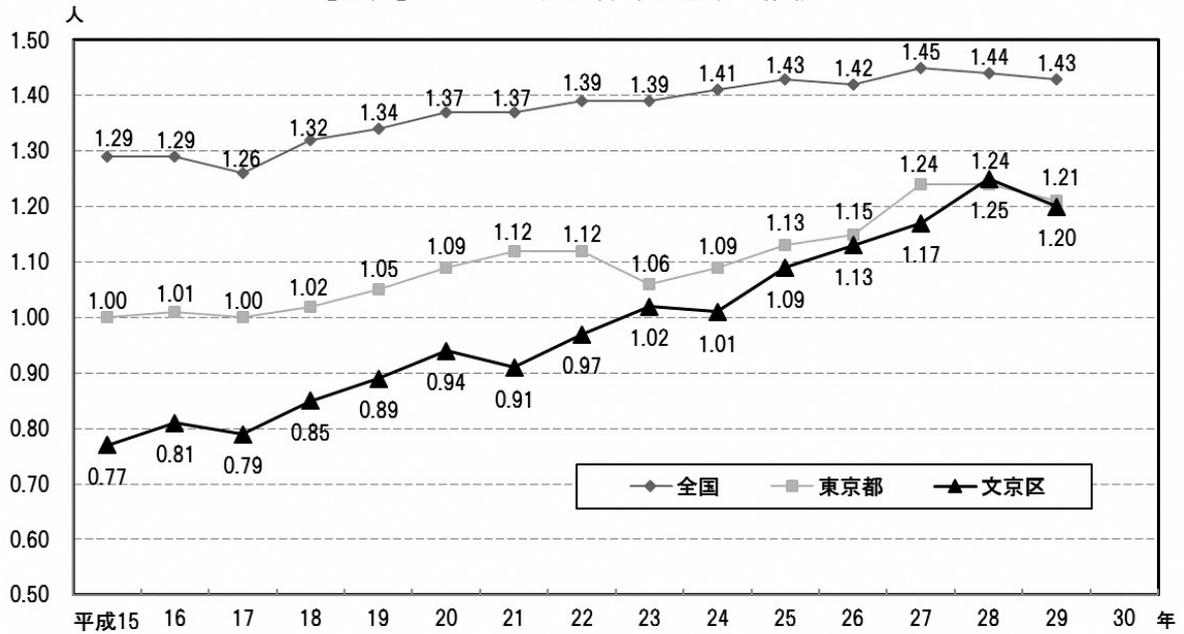
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

資料:住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移 右肩上がりの増加傾向

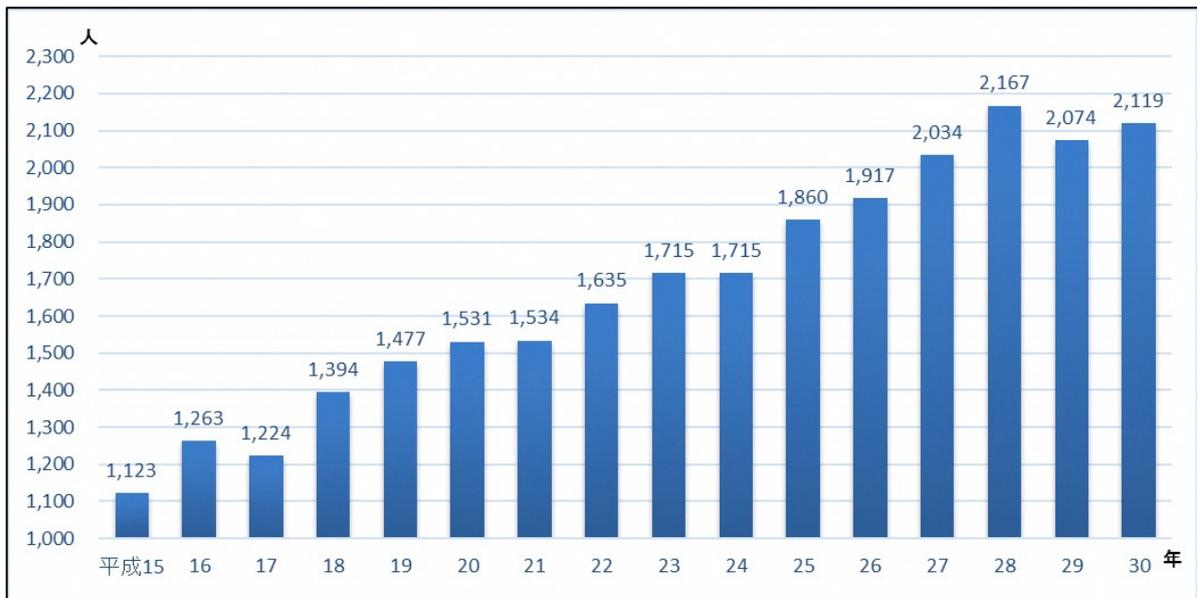
わが国の合計特殊出生率は、平成 17 年以降、回復傾向にあり、平成 29 年は 1.43 となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国、東京都と比較して低い数値で推移していますが、平成 29 年には 1.20 まで回復しています（図表 3-6）。出生数も増加傾向にあり、平成 30 年には 2,119 人となっています（図表 3-7）。

【図表】 3-6 合計特殊出生率の推移



資料：ふんきょうの保健衛生

【図表】 3-7 出生数の推移



※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成 24 年 7 月 9 日)以降の数値に外国人住民を含む。

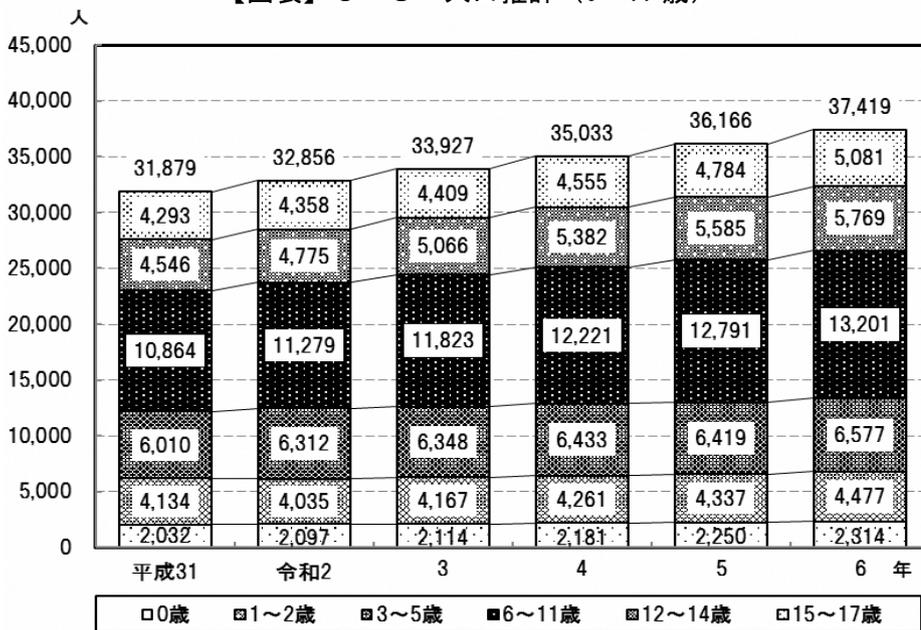
## 2 人口推計 引き続き増加の見通し

次期計画の策定に当たり、計画期間である令和2年から6年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和6年には0歳から17歳までの人口は37,419人と、平成31年に比べて5,540人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、13,368人となり、平成31年と比べて1,192人増える結果となりました（図表3-8）。

国立社会保障・人口問題研究所による令和27年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和22年をピークに減少する結果になっており、老年人口（65歳以上の割合）が増加することが見込まれています（図3-9）。

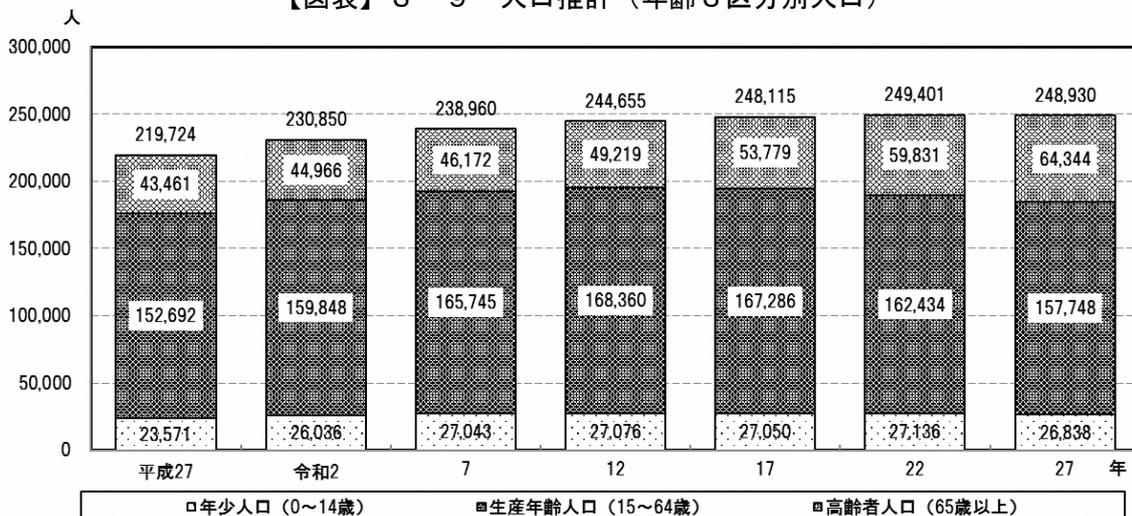
ただし、令和2年の年少人口（0歳から14歳まで）では、区の人口推計が上回っており、今後、注視していく必要があります。

【図表】3-8 人口推計（0～17歳）



※上記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去3年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法で推計したものです。（図表3-9を含め、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合があります。）

【図表】3-9 人口推計（年齢3区分別人口）



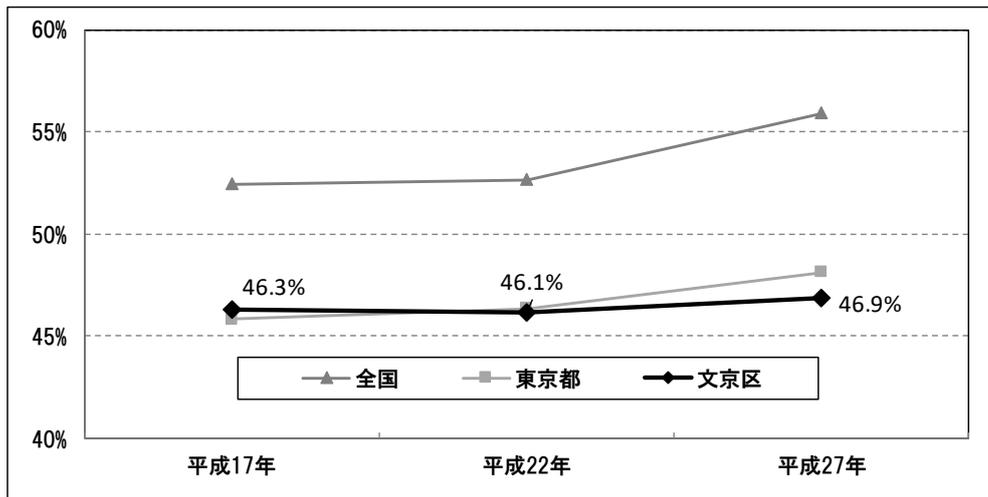
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

### 3 子どものいる女性の就業率と就労状況

#### (1) 子どものいる女性の就業率 5割弱の就業率

平成17年、22年、27年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国で比較したのが下記の図です。文京区はほぼ横ばいであり、大きな変化はみられません。全国と東京都が上昇していることから、次回の国勢調査に注視する必要があります。

【図表】 3-10 文京区、東京都、全国の子どものいる女性の就業率 ※



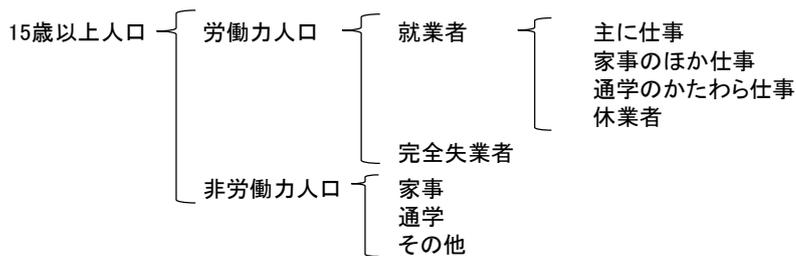
「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査

※ 就業率とは

15歳以上人口に占める就業者の割合のことで、次の式で定義される。

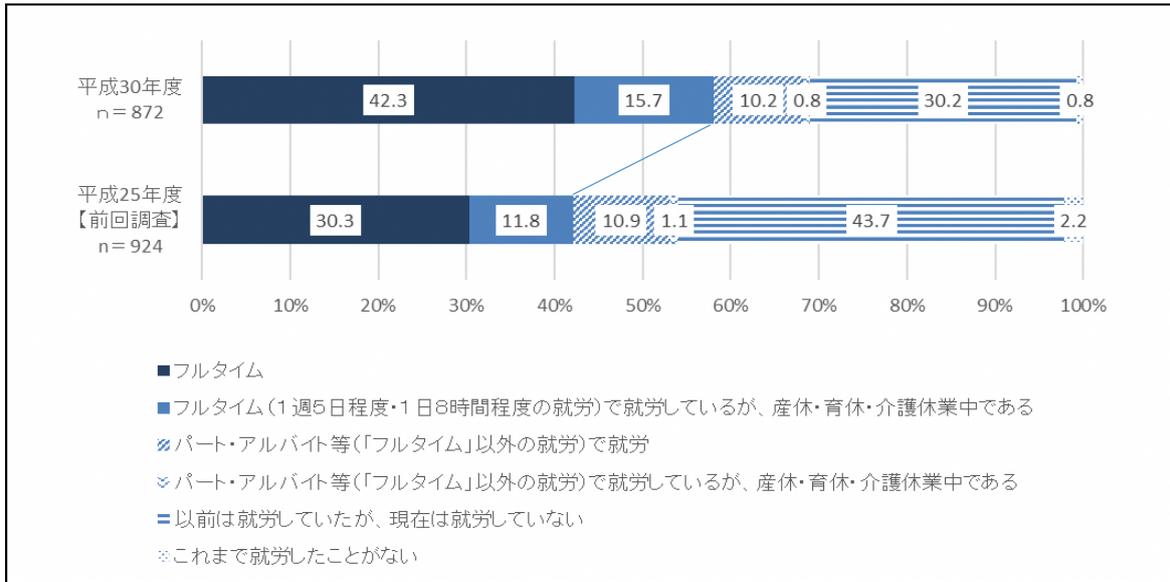
$$\text{就業率(\%)} = \frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$



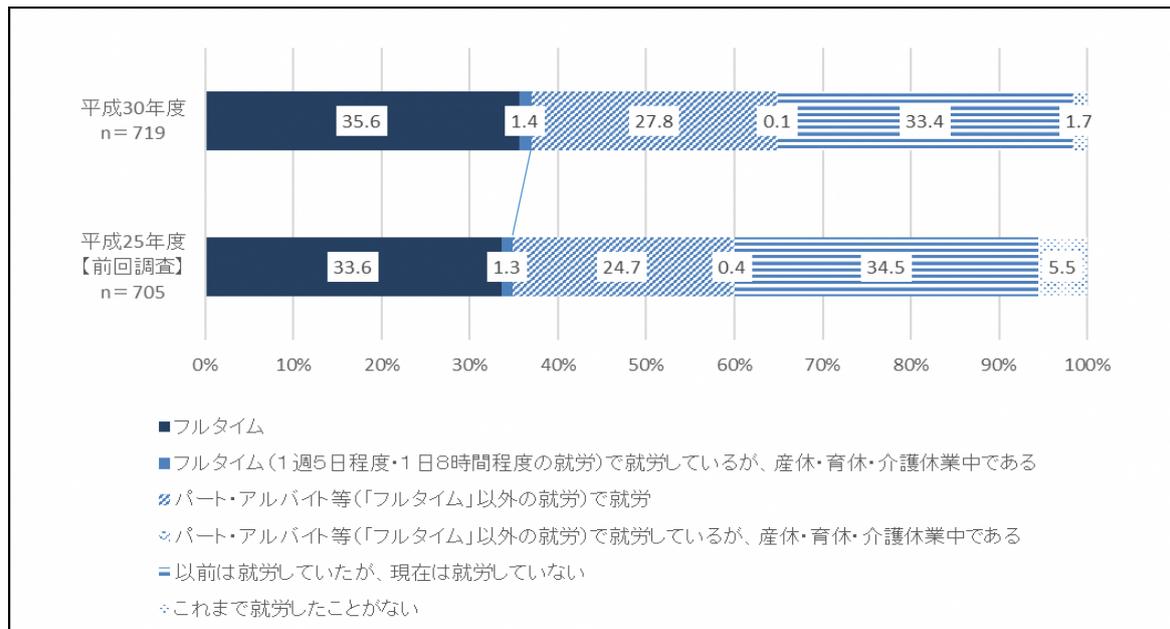
(2) 子どものいる女性の就労状況 **就学前児童保護者のフルタイム就労が増加**

平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時（平成25年度）より大きくなっており、その傾向は就学前の子どもをもつ母親において顕著にみられます。子どもをもつ女性のライフスタイルの変化、あるいは世代間の考え方の違いなど、様々な要因が考えられるため、引き続き推移を見守りながら適切な子育て支援施策を実施していく必要があります。

【図表】3-11 子どものいる女性の就労状況（就学前児童保護者）



【図表】3-12 子どものいる女性の就労状況（小学生保護者）



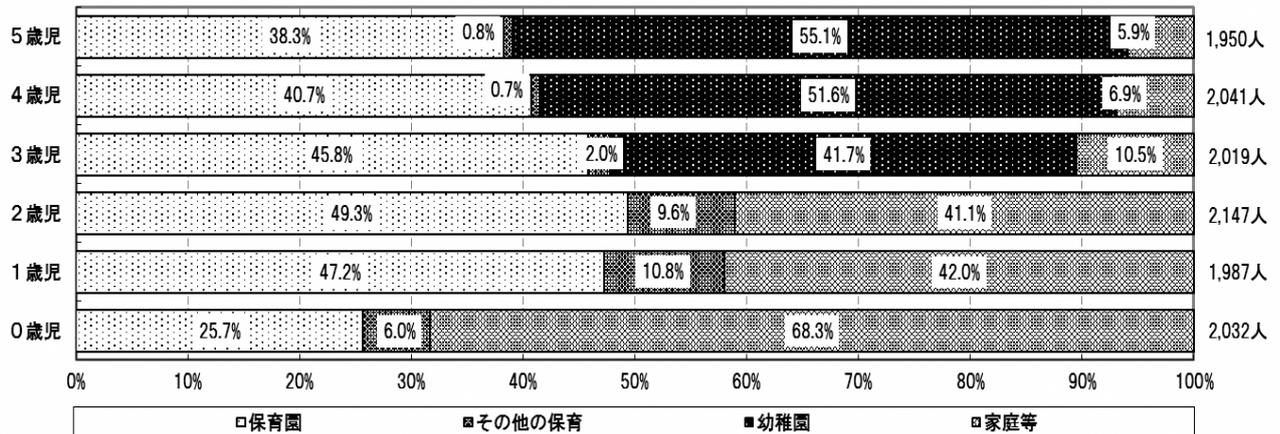
図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

#### 4 子育て支援サービスの利用状況 年齢に応じた特徴

##### (1) 未就学児童の保育の状況

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では「保育園」が約5割、「家庭等」が約4割となり、3歳児以降は幼稚園に通う割合が増えていきます。

【図表】 3-13 未就学児童の保育の状況



※0～5歳人口（外国人含む）、各保育施設等の在籍児童数は平成31年4月1日現在

※その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

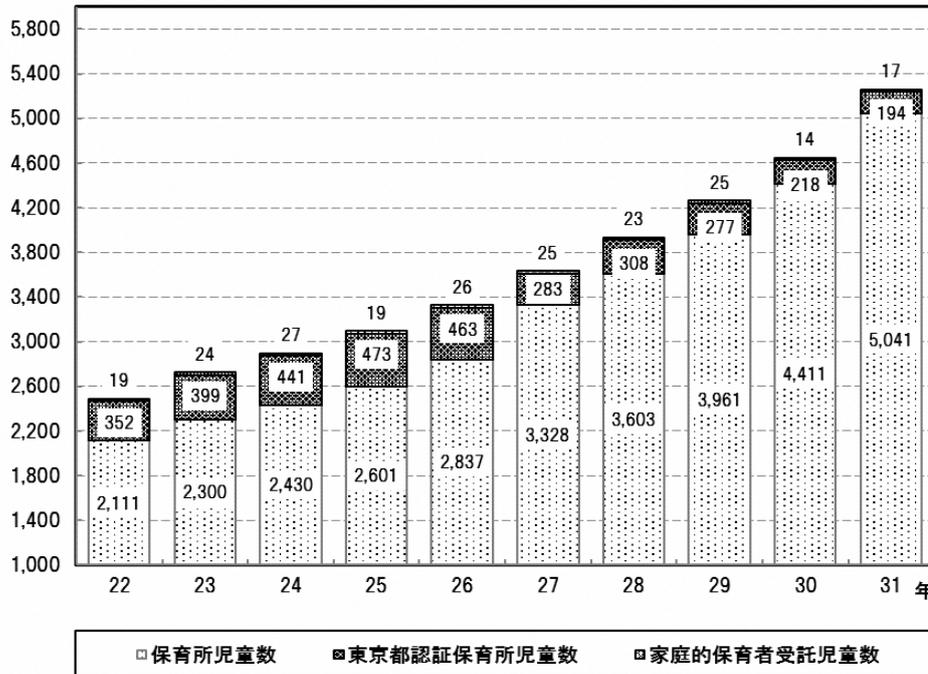
(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

着実な認可保育所の整備

保育サービスについては、平成 31 年 4 月 1 日現在、認可保育所が 93 園（分園含む）、東京都認証保育所が 3 園あります。保育所の在籍児童数は増加し続けており、平成 31 年の保育所在籍児童数は平成 24 年の 2 倍を超える状況となっています（図表 3-14）。

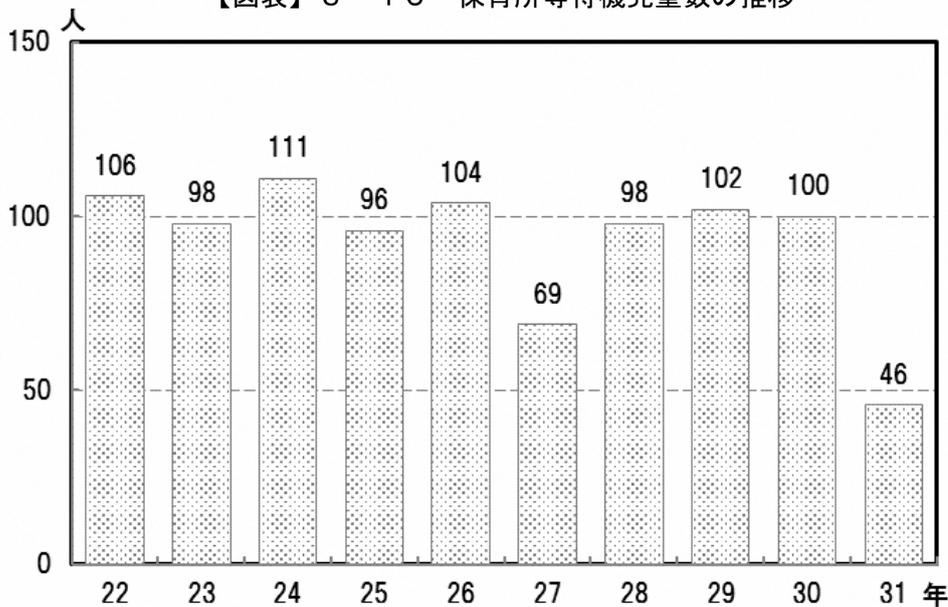
待機児童は近年、増減を繰り返してきましたが、平成 31 年には大きく減少し、46 人となっています（図表 3-15）。

人 【図表】 3-14 保育所等在籍児童数の推移



各年 4 月 1 日現在

【図表】 3-15 保育所等待機児童数の推移



各年 4 月 1 日現在

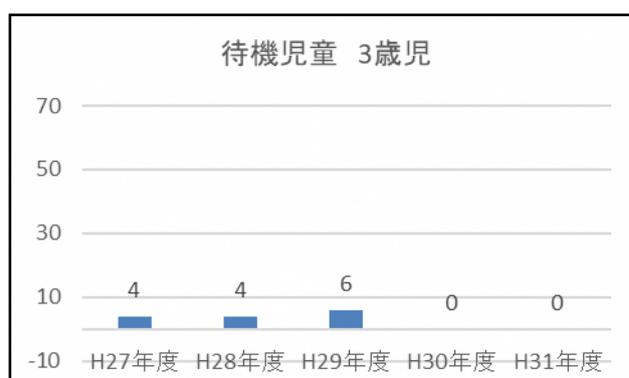
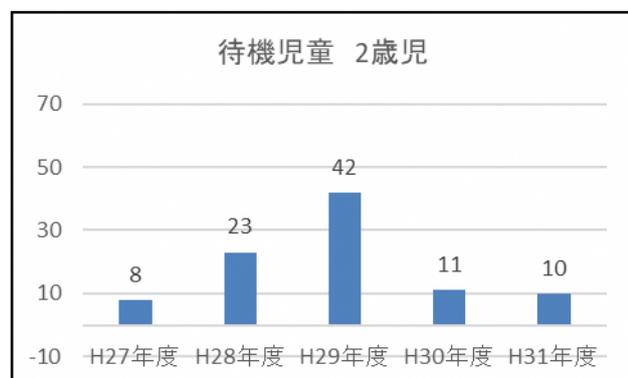
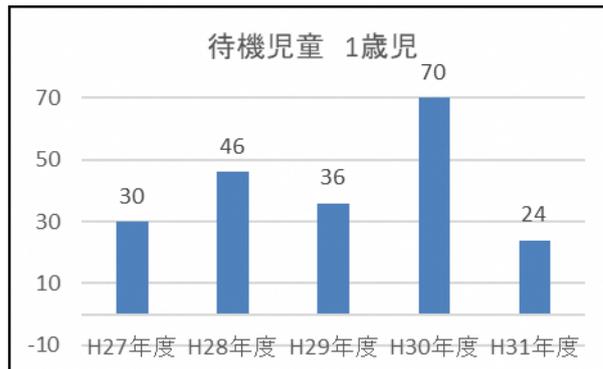
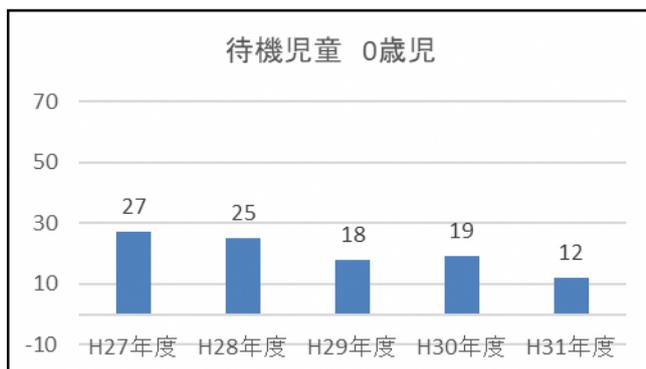
注：平成 29 年度以前と平成 30 年以降では待機児童の定義※が異なる。

※資料：保育所等利用待機児童数調査について（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児保発 0331 第 6 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）

なお、【図表3－15】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。概ね1歳児の待機児童数が最も多くなっており、次いで0歳児、2歳児、3歳児の順となっています。また、平成30年度以降は3歳児の待機児童数は0人となっています。

【図表】3－16 保育所待機児童数の推移（年齢別）

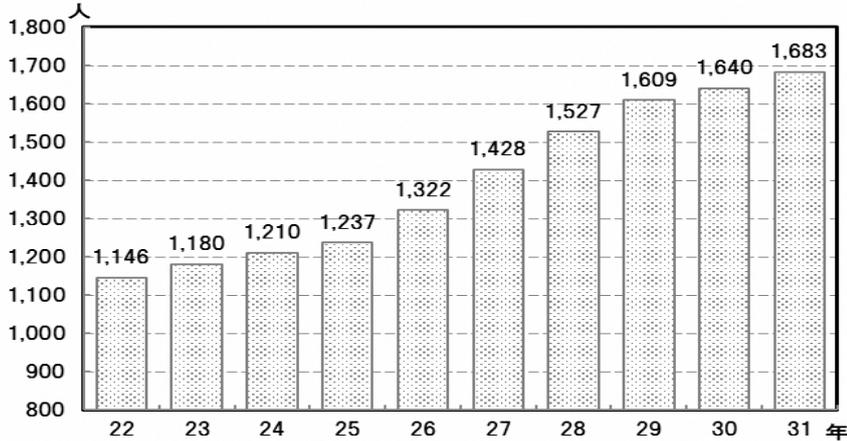
（人）



(3) 育成室在籍児童数の推移 **着実な育成室定員の確保**

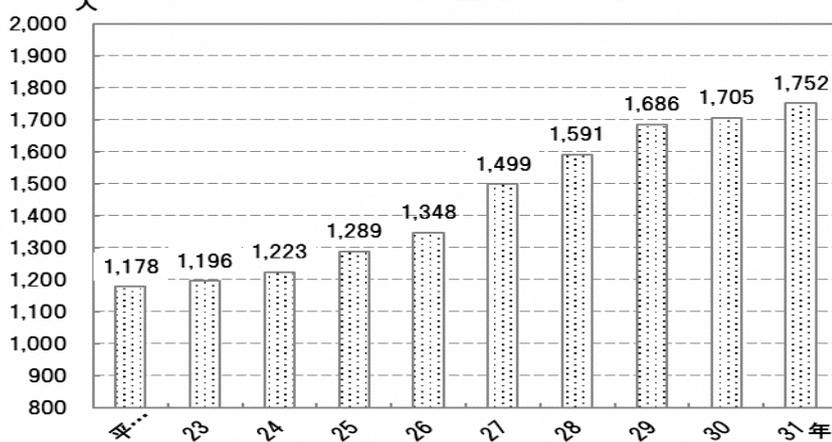
育成室は、平成31年4月現在38室となっています。育成室の在籍児童数も年々増加の一途で、平成31年には1,683人となっています(図表3-17)。定員数も増やし続けており、平成31年には1,752人となっています(図表3-18)。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返しており、平成31年には18人となっています(図表3-19)。

【図表】3-17 育成室在籍児童数の推移



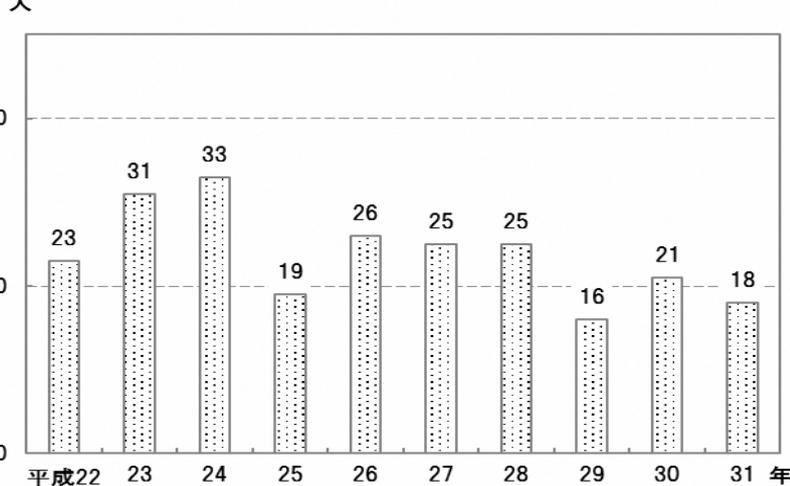
各年4月1日現在

【図表】3-18 育成室定員数の推移



各年4月1日現在

【図表】3-19 育成室待機児童数の推移

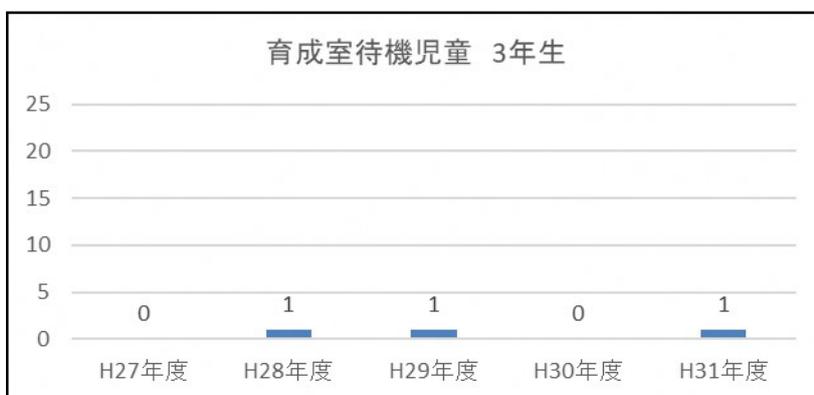
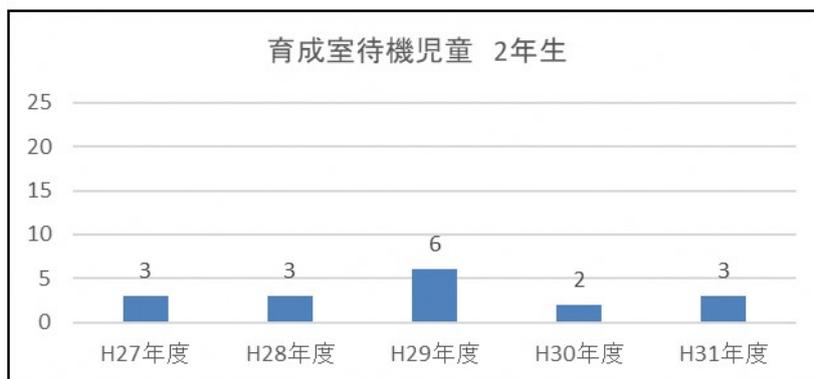
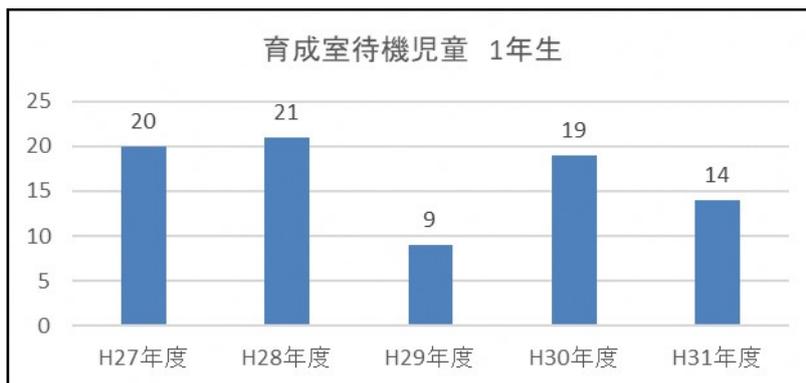


各年4月1日現在

なお、【図表3-19】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めており、次いで2年生、3年生の順となっています。

【図表】3-20 育成室待機児童数の推移（年齢別）

(人)



(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移 **増加傾向**

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、区立保育園、区立幼稚園、育成室のいずれの施設においても増加傾向にあります。

【図表】 3-2-1 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区立保育園	23	28	33	43	40	45
区立幼稚園	56	71	62	56	61	75
育成室	72	65	72	81	88	90

各年4月1日現在

(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移 **増加傾向**

子ども家庭支援センターへの児童虐待相談は、平成26年度が4,282件であったものが、平成30年度には7,909件と増加傾向にあり、合計の相談件数も12,625件となっています。

【図表】 3-2-2 子ども家庭支援センター相談件数の推移

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待相談	4,282	6,142	7,233	6,435	7,909
その他相談	3,165	3,526	3,538	3,690	4,716
合計	7,447	9,668	10,771	10,125	12,625

※相談員の行動回数(訪問、面接、電話等)の集計数

## 5 文京区子育て支援に関するニーズ調査結果

本区では、子育て支援策をさらに進めていくために、子育て中の区民の方々にニーズ調査を実施しました（平成30年10月～11月実施。就学前児童の保護者1,600人、小学生の保護者1,400人、中学生の保護者650人、中学生本人650人、高校生世代本人650人の計4,950人に配布。有効回収率50.9%）。

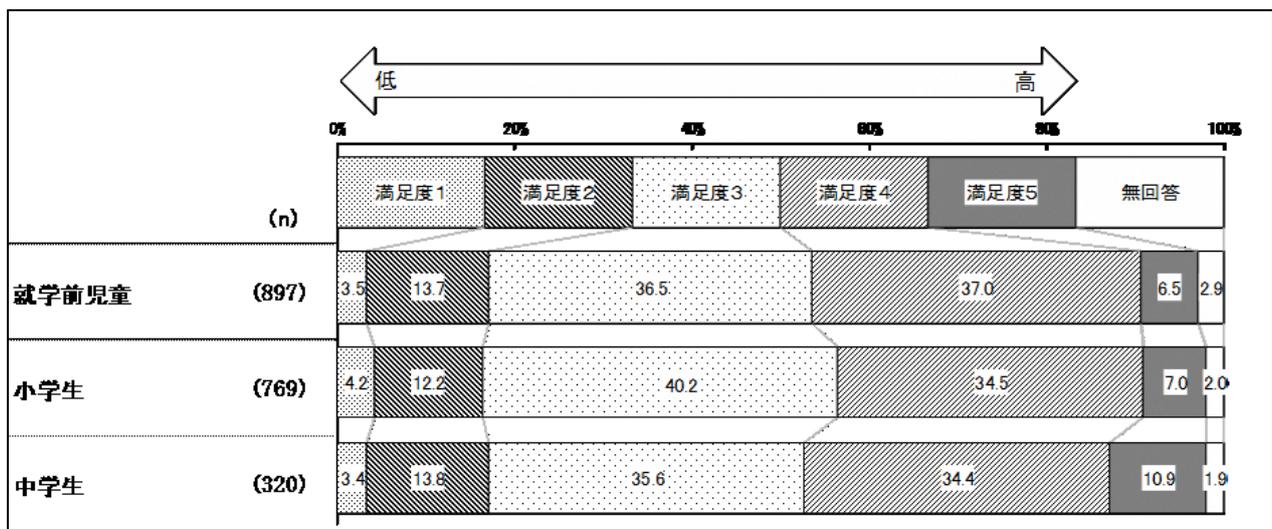
その中で、区が実施する子育て支援や子育て環境への満足度、子育ての楽しさ、子育ての不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

### (1) 子育て支援や環境への満足度について 4割を超える高い満足度（低い満足度は2割弱）

区の子育て支援や子育ての環境について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。

【図表】3-23 子育て支援や子育て環境への満足度（複数回答）



《満足度1と2の合計》

就学前 17.2%

小学生 16.4%

中学生 17.2%

《満足度4と5の合計》

就学前 43.5%

小学生 41.5%

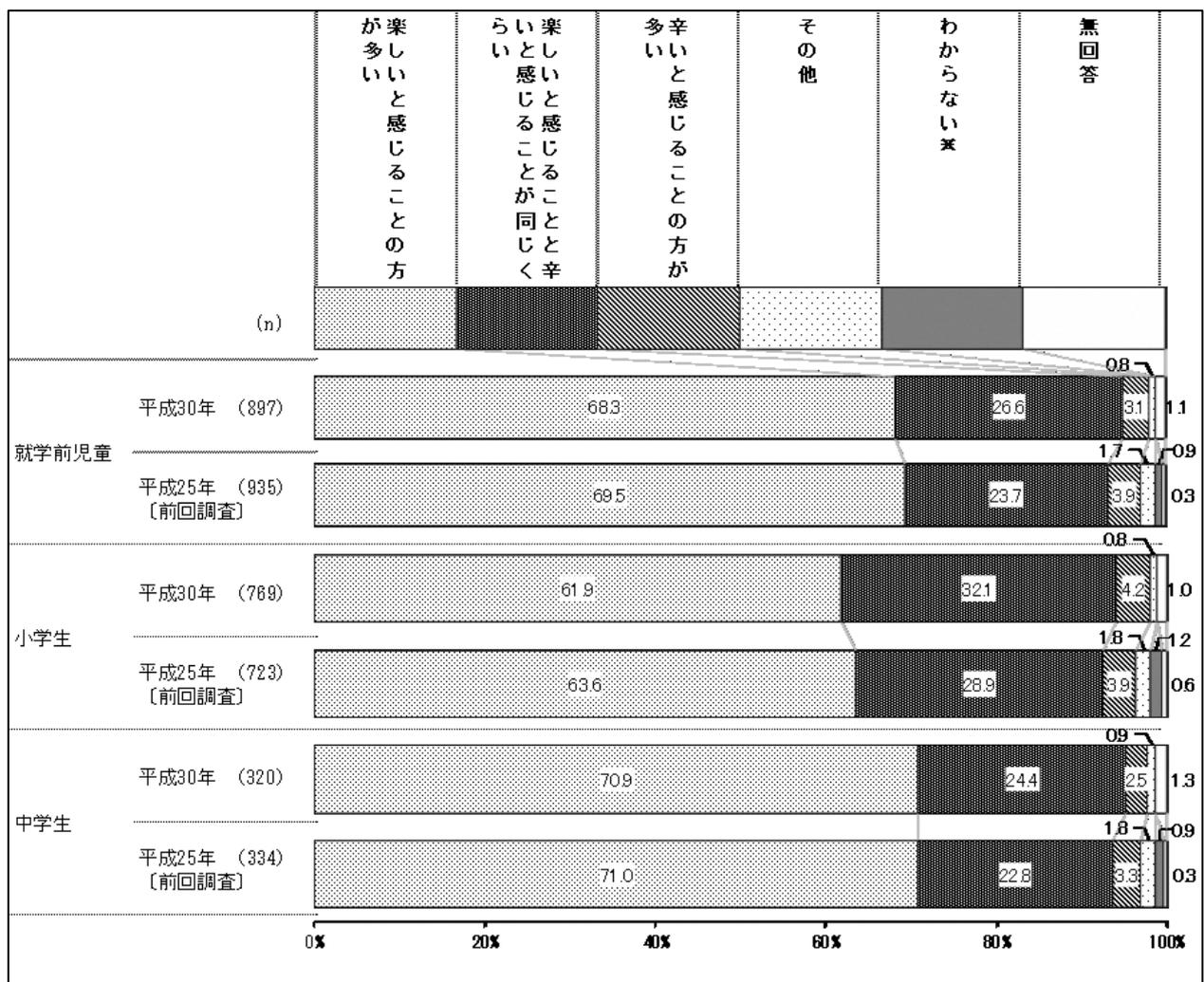
中学生 45.3%

(2) 子育ての楽しさ 5%未満の辛さを感じる人たちの存在

子育ての楽しさ・辛さの感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」と回答したのは、就学前児童の保護者が 68.3%、小学生の保護者が 61.9%、中学生の保護者が 70.9%となっており、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は就学前児童の保護者が 26.6%、小学生の保護者が 32.1%、中学生の保護者が 24.4%となっています。

その一方で、就学前児童の保護者の 3.1%、小学生の保護者の 4.2%、中学生の保護者の 2.5%は「辛いと感じることの方が多い」と回答しており、その要因となる事実を把握して適切な子育て支援施策を実施することが課題と言えます。

【図表】 3-24 子育ての楽しさ（単数回答）



(3) 子育ての不安や悩み **子どもの年齢とともに変化**

「就学前児童の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える不安や悩みの上位5項目は以下の状況となっています。

就学前児童の保護者では、「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」という悩みを過半数が抱えています。小学生の保護者と中学生の保護者では、過半数が「子どもの進路や進学のこと」について悩んでいることがうかがえます。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に減少していますが、子どもの年齢が上がるほど高くなる傾向は変わりません。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。

全体的には、就学前児童の保護者と小学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

【図表】 3-25 子育ての不安や悩み（複数回答）

就学前児童の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	自分の時間がとれず、自由がない	62.5%	53.8%	8.7
2	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	50.4%	39.6%	10.8
3	子どもの進路や進学のこと	40.7%	33.9%	6.8
4	子どもの健康、性格や癖について心配である	32.9%	25.7%	7.2
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	24.6%	28.9%	△ 4.3

小学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	64.9%	55.5%	9.4
2	自分の時間がとれず、自由がない	37.5%	31.1%	6.4
3	子どもの健康、性格や癖について心配である	36.5%	31.8%	4.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	36.4%	32.8%	3.6
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	33.8%	35.8%	△ 2.0

中学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	58.4%	63.5%	△ 5.1
2	子育てに伴う経済的な負担が大きい	39.4%	47.0%	△ 7.6
3	子どもの学習・授業の進捗のこと	31.9%	35.6%	△ 3.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	27.2%	14.4%	12.8
5	子どもの健康、性格や癖について心配である	26.6%	26.9%	△ 0.3

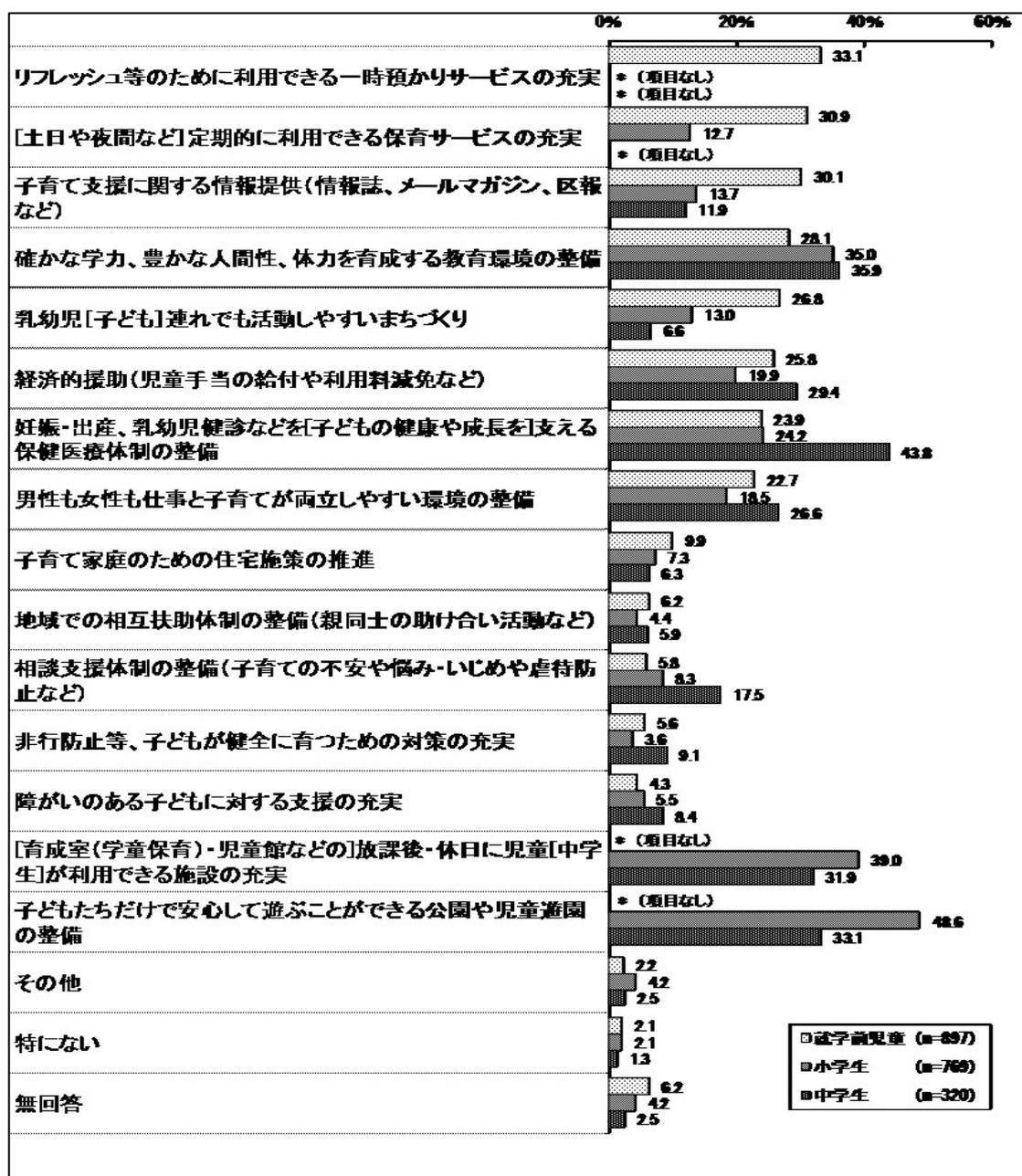
(4) 役立つ子育て支援の施設・サービス 子どもの成長にあわせた変化

就学前児童の保護者では「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「定期的に利用できる保育サービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供」が3割を超えています。

小学生の保護者では「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が48.6%と最も多く、次いで「育成室(学童保育)・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が39.0%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.0%の順となっています。

中学生の保護者では「子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」が43.8%と最も多く、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.9%、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」33.1%の順となっています。

【図表】3-26 役立つ子育て支援の施設・サービス(複数回答)



(5) 定期的な教育・保育の利用希望—子どもの年齢別 子どもの年齢が上がるにつれて明確化

定期的な教育・保育の利用希望調査結果の中から、「幼稚園」の利用希望と「保育園等」の利用希望の状況を子どもの年齢別にみると、「保育園等」全体は0歳が85.4%、1歳が77.9%、2歳が76.0%と7割を超え、年齢が低いほど希望する割合が多くなっています。

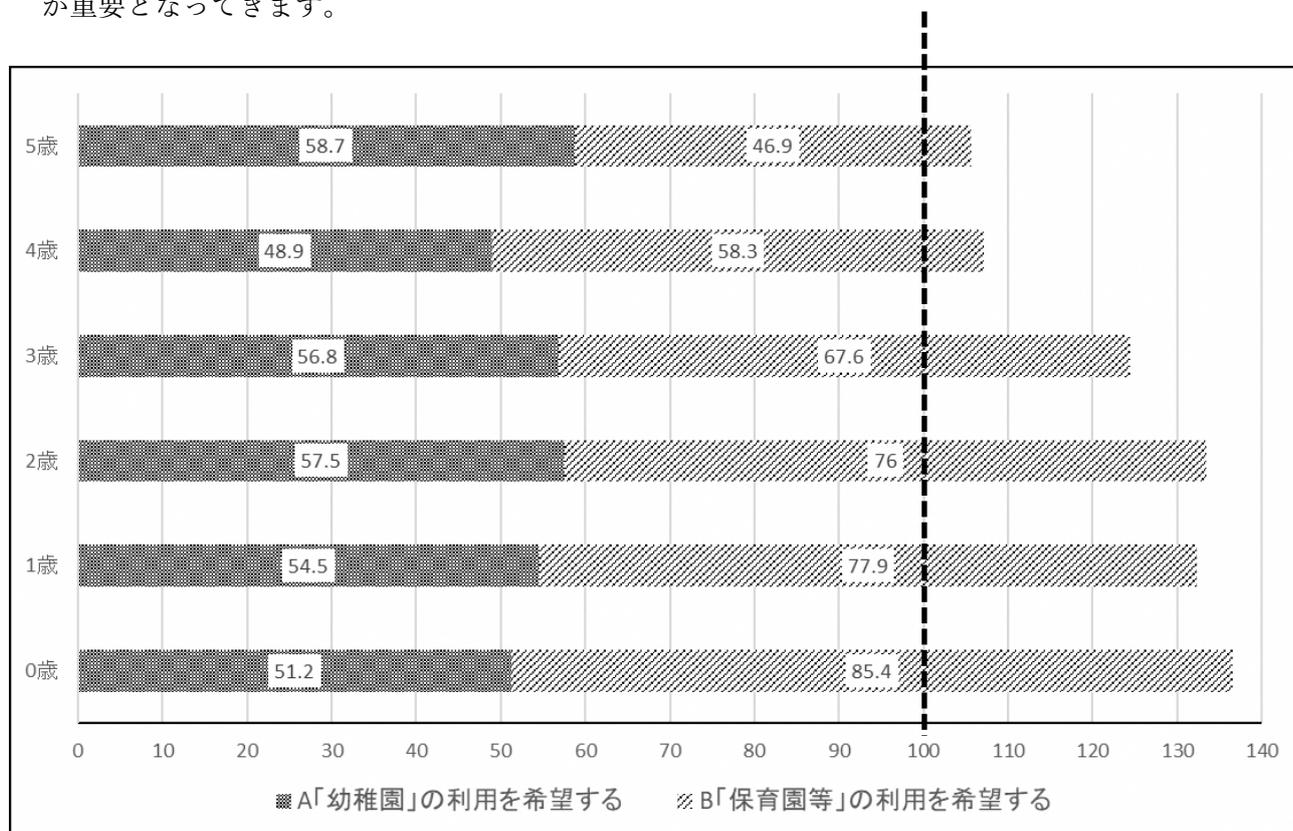
一方、「幼稚園」全体は4歳を除くすべての年齢で50%を超えています。

【図表】 3-27 幼稚園・保育園等の利用希望—子どもの年齢別（複数回答）

	n=897	就学前 児童計	年齢【平成30年4月1日時点】					(%)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
A「幼稚園」の利用を希望する		54.6	51.2	54.5	57.5	56.8	48.9	58.7
B「保育園等」の利用を希望する		69.1	85.4	77.9	76	67.6	58.3	46.9
A+B		123.7	136.6	132.4	133.5	124.4	107.2	105.6

この設問は複数回答としているため、幼稚園の利用を希望した人の割合と保育園等の利用を希望した人の割合を合算すると、いずれの年齢においても100%を上回る数値となっています。これは幼稚園、保育園等のどちらを利用するか迷っている、あるいは決めかねている保護者が相当数存在することをあらわしており、その割合は子どもの年齢が上がるにつれて徐々に減少していきます。

ニーズ調査を基礎に各種事業計画を策定する際には、このような保護者心理も踏まえておくことが重要となってきます。



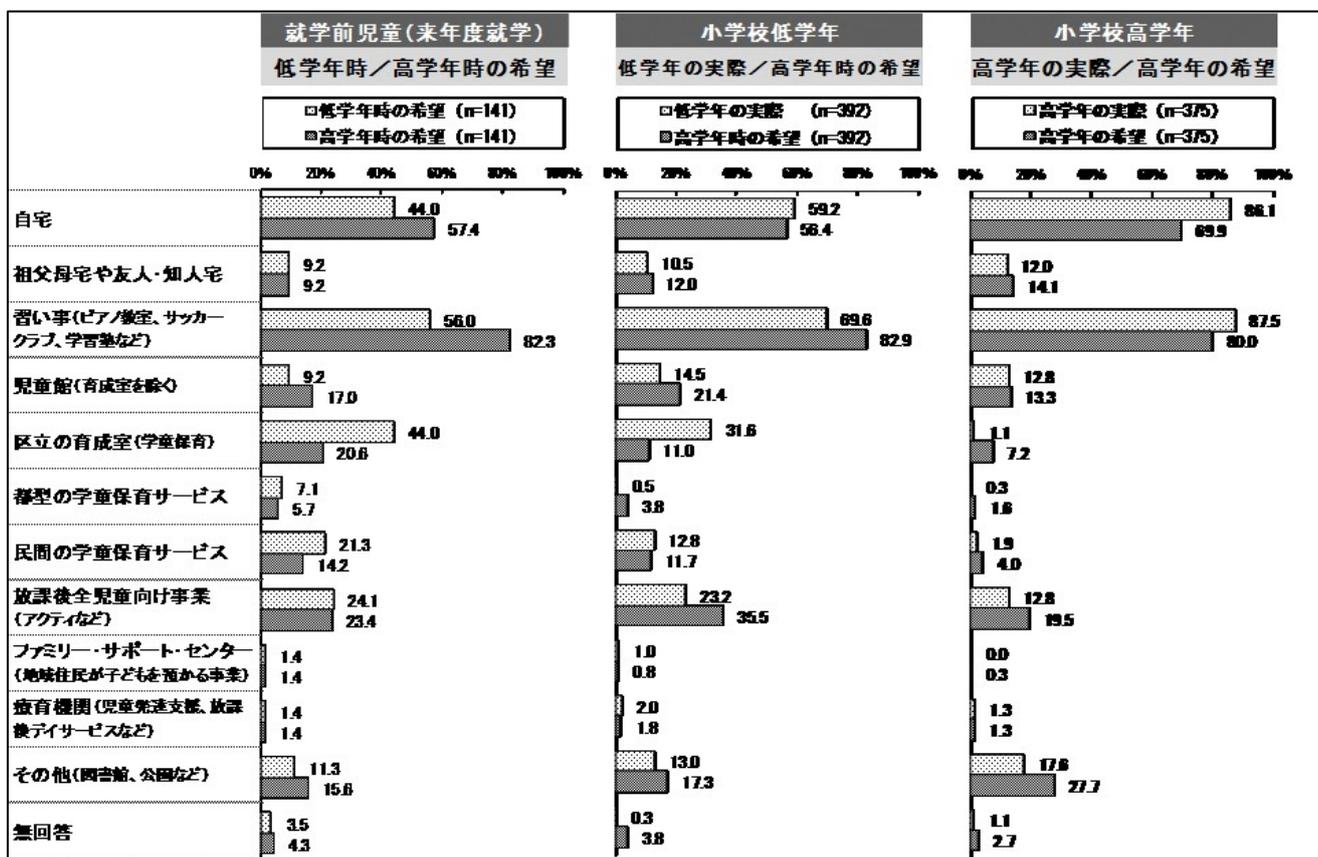
(6) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所 習い事と自宅が多い

就学前児童（来年度就学する児童）の保護者（将来の希望）では、低学年時、高学年時ともに「習い事」が最も多く、低学年時は56.0%、高学年時では82.3%となっています。低学年時は、次いで「自宅」「区立の育成室（学童保育）」がともに44.0%となっています。

小学校低学年の保護者（低学年の実際と高学年時の希望）では、ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」となっています。低学年の実際は「区立の育成室（学童保育）」が31.6%に対し、高学年時の希望は「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が35.5%となっています。

小学校高学年の保護者に高学年の実際と希望を尋ねたところ、実際は「習い事」が87.5%と最も多く、次いで「自宅」が86.1%となっています。希望は「習い事」が80.0%、「自宅」が69.9%となり、実際の数値の方が高くなっています。

【図表】 3-28 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）



## 第4章 主要項目及びその方向性

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもが健やかに成長し、生きる力や豊かな心が生まれ、安心して育つことができる環境を整えるとともに、私たち一人ひとりが、子どもの権利を尊重していく必要があります。

このため、本計画期間における「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、子育て支援に関する取組を進めていきます。

### 1 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

### 2 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、児童相談所を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実と義務教育終了後、ひきこもりにならないよう、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

### 3 すべての子どもの育ちを支える取組

働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまるなど、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、安定的な子育て支援サービスが提供できるよう、取り組んでいきます。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あわせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニーズに応じた放課後の安全な居場所の提供を行うなど、各家庭が、安心して子どもを預けることができる環境を整備していきます。

### 4 子どもの生きる力・豊かな心の育成

これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切なことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所づくりなどに、子どもの視点で確保するように取り組んでいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にすることなどを育んでいくことが必要です。

さらに、将来の社会生活を見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育を推進していきます。

## 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えています。子育てが孤育てに陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会を増やし、子どもや子どもと一緒に集える居場所、多世代交流の場がつくられるよう、担い手となる方たちの活動を支援していきます。

## 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでいきます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

## 第5章 計画の体系・計画事業

No	大項目	小項目	計画事業
1	子どもの健やかな成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援</li> <li>○子どもの健康増進</li> <li>○子どもの発達に寄り添った支援</li> </ul>	現在検討中
2	安心して育ち、子育てできる支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止対策の充実</li> <li>○児童相談所設置に向けた取り組み</li> <li>○組織横断的な相談体制の構築</li> <li>○子どもの貧困対策</li> </ul>	
3	すべての子どもの育ちを支える取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所・幼稚園の充実</li> <li>○多様な保育ニーズへの対応</li> <li>○放課後の居場所づくり</li> <li>○子育て情報の提供</li> <li>○経済的負担の軽減</li> <li>○仕事と生活の調和に向けた取り組み</li> </ul>	
4	子どもの生きる力・豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年健全育成</li> <li>○子どもを育む教育環境等の整備</li> <li>○家庭と地域の教育力向上</li> </ul>	
5	地域社会全体で子どもを育む体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との協働や地域活動の支援</li> <li>○子育て仲間作りの支援</li> </ul>	
6	子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する取り組み</li> <li>○青少年のための地域環境の確保</li> <li>○安心して外出できる環境の整備</li> <li>○児童の安全の確保</li> <li>○良好な居住環境の確保</li> </ul>	

# 文京区子ども・子育て支援事業計画

各事業の量の見込み(ニーズ量)  
と確保方策の実施時期について(案)

令和元年8月

● 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

(単位:人)

項目	令和2年度 (R3.4.1時点)					令和3年度 (R4.4.1時点)					令和4年度 (R5.4.1時点)					令和5年度 (R6.4.1時点)					令和6年度 (R7.4.1時点)					
	1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		
	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳 以上		0歳	1-2歳	
教育 希望		左記 以外	教育 希望			左記 以外																				
① <令和元年度算定> 量の見込み	2,169	765	3,093	818	2,773	2,198	775	3,134	844	2,835	2,194	773	3,127	871	2,886	2,248	792	3,204	896	2,979	2,303	812	3,283	929	3,069	
② 確保の方策	認定こども園	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21	113	60	33	6	54	113	60	33	6	54
	区立幼稚園	705	328	-	-	-	705	328	-	-	-	705	328	-	-	-	610	262	-	-	-	610	262	-	-	-
	私立幼稚園	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
	国立大学付属幼稚園	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-
	区立認可保育園	-	-	1,082	141	633	-	-	1,082	141	633	-	-	1,082	141	633	-	-	1,068	141	611	-	-	1,068	141	611
	私立認可保育園	-	-	2,734	501	1,694	-	-	3,012	564	1,873	-	-	3,295	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049
	臨時保育所 定期利用保育	-	-	63	9	77	-	-	42	9	78	-	-	21	9	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東京都認証保育所	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128
	企業主導型保育事業	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34
	その他の認可外保育施設	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21
	家庭的保育事業	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8
	小規模保育事業	-	-	-	62	193	-	-	-	80	232	-	-	-	98	271	-	-	-	98	271	-	-	-	98	271
	事業所内保育事業	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15
	居宅訪問型保育事業	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
合計	2,560	767	3,953	792	2,825	2,560	767	4,210	873	3,044	2,560	767	4,472	951	3,257	2,545	761	4,531	942	3,192	2,545	761	4,531	942	3,192	
②-①	391	2	860	▲26	52	362	▲8	1,076	29	209	366	▲6	1,345	80	371	297	▲31	1,327	46	213	242	▲51	1,248	13	123	

※ 確保方策において、事業の対象外となる認定区分は「-」を表示しています。

# 1 利用者支援事業

## ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

## ■確保方策の考え方

文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。

## ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター、子育てガイド）				
	子育てひろば 5か所				
	地域団体による地域子育て支援拠点 4か所				
	保健サービスセンター 2か所				

## 2 地域子育て支援拠点事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

子育てひろば事業と地域団体による地域子育て支援拠点事業を実施します。

〈事業量の算定方法〉

子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。

また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
子育てひろば事業	56,916人	58,301人	59,799人	61,141人	63,034人
○確保方策					
子育てひろば事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
地域団体による 地域子育て支援拠点事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

### 3 妊婦健康診査

#### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。

#### ■確保方策の考え方

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。

#### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）	2,097	2,114	2,181	2,250	2,314
○確保方策					
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）※				
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
	実施時期：通年				

※ 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

## 4 乳児家庭全戸訪問事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。

### ■確保方策の考え方

生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施します。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）	2,097	2,114	2,181	2,250	2,314
○確保方策					
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
	実施機関：2か所 （保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

## 5 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### ■確保方策の考え方

地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣などの児童虐待防止対策事業を実施します。また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行います。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待防止ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会の開催				
	育児支援ヘルパー派遣回数 719回				
	子育て支援講座の開催 2回/年				

## 6 子育て短期支援事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。

### ■確保方策の考え方

区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。

〈事業量算定方法〉  
 乳幼児ショートステイは2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから365日×2施設×1人=730人日/年としました。トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日/年としました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)					
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
ショートステイ事業	493	507	519	531	546
トワイライトステイ事業	156	161	165	170	175
○確保方策					
ショートステイ事業	730	730	730	730	730
トワイライトステイ事業	365	365	365	365	365
○（確保方策）－（ニーズ量）					
ショートステイ事業	237	223	211	199	184
トワイライトステイ事業	209	204	200	195	190

## 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。  
 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数（預かりに関する活動）から算出しました。

### ■確保方策の考え方

文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。

〈事業量算定方法〉

事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。

小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64%

（平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件※）

過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
延べ利用児童数 小学校低学年	406	431	447	470	473
延べ利用児童数 小学校高学年	120	124	128	133	141
合計	526	555	575	603	614
○確保方策					
ファミリーサポートセンター事業	593	642	695	752	814
（確保方策）－（ニーズ量）	67	87	120	149	200

※平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算定しています。

## 8-1 一時預かり事業（幼稚園型）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。（各園で実施内容は異なる）

〈事業量算定方法〉

- ・区立幼稚園：登録利用については、全園登録人数280人×実施日数290日＝81,200人日／年とし、一時利用については、利用者10人×実施園数10園×実施日数290日＝29,000人日／年としました。
- ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、平成30年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。※

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）					
一時利用の預かり保育	32,070	32,252	32,684	32,613	33,416
定期利用の預かり保育	115,952	116,614	118,175	117,918	120,821
	148,022	148,866	150,859	150,531	154,237
確保方策					
区立幼稚園での預かり保育	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200
私立幼稚園での預かり保育	73,920	73,920	73,920	73,920	73,920
合 計	184,120	184,120	184,120	184,120	184,120
(確保方策) - (ニーズ量)	36,098	35,254	33,261	33,589	29,883

※実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。

## 8-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

3か所（令和5年度以降は4か所）のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。

〈事業量算定方法〉

- ・緊急一時保育、リフレッシュ時保育

年間事業実施日を292日（平成30年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、41人×292日＝11,972人日／年としました。

- ・一時保育事業

キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（平成30年度実績）から事業量を算出しました。

- ・キッズルームシビック 23人×358日＝8,234人日／年

- ・キッズルーム目白台 11人×293日＝3,223人日／年

- ・キッズルームかごまち 12人×293日＝3,516人日／年

- ・令和5年度開設予定新規施設（キッズルームかごまちと同規模を想定）12人×293日＝3,516人日／年

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

（人日/年）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
利用児童数	26,130	26,528	27,027	27,267	28,025
○確保方策					
緊急一時保育、リフレッシュ時保育	11,972	11,972	11,972	11,972	11,972
一時保育事業	14,973	14,973	14,973	18,489	18,489
合計	26,945	26,945	26,945	30,461	30,461
（確保方策）－（ニーズ量）	815	417	▲82	3,194	2,436

## 9 延長保育事業（時間外保育事業）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む）において、延長保育事業を実施します。

#### 〈事業量算定方法〉

本計画中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15名（小規模保育事業は5名）とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数変動するため、1か所あたりの利用数を10名としています。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）	1,598	1,624	1,651	1,661	1,707
○確保方策					
区立認可保育園の延長保育	409	409	409	409	409
私立認可保育園等の延長保育	863	1003	1153	1303	1303
合計	1272	1412	1562	1712	1712
(確保方策) - (ニーズ量)	▲ 326	▲ 212	▲ 89	51	5

## 10 病児保育事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。

### ■確保方策の考え方

区が委託する3か所の病児・病後児保育施設で保育を実施します。

#### 〈事業量算定方法〉

年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。

保坂病児ルーム 6人×240日＝1,440人日

順天堂病後児ルーム 6人×240日＝1,440人日

都立駒込病院内病児保育施設 4人×240日＝960人日

（ただし、令和2年秋頃開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。）

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）	2,985	3,076	3,154	3,228	3,293
確保方策					
受入可能人数					
保坂病児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
順天堂病後児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
都立駒込病院内病児保育施設	560	960	960	960	960
小 計	3,440	3,840	3,840	3,840	3,840
稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
事業量	2,556	2,853	2,853	2,853	2,853
(確保方策) - (ニーズ量)	▲ 429	▲ 223	▲ 301	▲ 375	▲ 440

※文京区では、訪問型病児保育事業（ベビーシッター）を独自に実施しています。

## 11 放課後児童健全育成事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

### ■確保方策の考え方

現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに9か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。

また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供します。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。

〈事業量算定方法〉

本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）						
低学年	利用児童数（1年生）	772	821	831	898	835
	利用児童数（2年生）	582	605	644	651	703
	利用児童数（3年生）	477	514	536	569	576
	計	1,831	1,940	2,011	2,118	2,114
高学年	利用児童数（4年生）	103	104	113	117	124
	利用児童数（5年生）	81	81	81	88	91
	利用児童数（6年生）	84	93	92	93	100
	計	268	278	286	298	315
○確保方策						
育成室の整備（低学年）		1,862	1,942	2,022	2,120	2,120
放課後全児童向け事業の充実		日数・時間の充実(全校)		→		

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定者のうち、当該支給認定者保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、区が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものの全部又は一部を助成する。

## 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。